

特定非営利活動法人 NPO ぽぽハウス

非常災害時対応マニュアル 及び 避難確保計画 災害時事業継続計画

対象施設

- ① はばたき 平田町 105-7
- ② きらめき 平田町 107-11
- ③ 高齢デイ 平田町 107-11
- ④ ぽぽ相談室 平田町 105-7

2026 年 10 月 1 日 現在

目 次

1	計画の目的及び適用範囲・計画の報告	P1
2	防災体制	P2～3
3	各施設の状況	P4～7
4	緊急連絡先一覧	P7
5	平常時の対策及び避難誘導	P7～11
6	防災教育及び訓練の実施	P12
7	初動体制の確立	P13
8	災害時等の行動	P14～16

付則

別添 資料

別表第 1 各施設（①～④）周辺の避難経路図

別表第 2 職員等連絡先一覧

別表第 3 各事業所班体制

別表第 4 関係機関等への緊急連絡先一覧

別表第 5 事業継続計画

各事業所は下記書類を随時更新し整備する。

- ・施設利用者緊急連絡先一覧（各事業所）
- ・対応別避難誘導方法一覧（各事業所）
- ・緊急連絡網（各事業所）

NPO ぽぽハウス 非常災害時対応マニュアル 及び 避難確保計画

1 計画の目的及び適用範囲・計画の報告

マニュアルの意義

- このマニュアルは、特定非営利活動法人NPOぽぽハウス（以下「法人」という。）の各事業所において、非常災害時（台風や地震時等）に利用者、職員等の安全確保および施設の適切な管理を図るために策定するものです。及び、水防法第15条の3第1項、土砂災害防止法第8条の2第1項に基づくものおよび同法に準じるものであり、本施設の利用者の水害や土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とし、避難確保計画を合わせ持つものです。

本マニュアルの適用範囲

- 震度5弱以上の地震が彦根市で感知された場合（地震）
台風等で各事業所が立地する地域を対象に5段階の警戒レベルの警戒レベル3（高齢者等避難）以上や特別警報、暴風警報、暴風雪警報等（以下「警戒レベル3等」という。）が発令された場合、ただし、現在の状況やその後の状況変化予測等に応じて臨機応変に対応することを妨げない。
- その他、法人責任者が必要と認める場合（火災等）

計画の報告

- 計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項、土砂災害防止法第8条の2第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

2 防災体制

【防災体制確立の判断時期及び防災気象情報・避難情報】

体制	情報の種類	活動内容	防災気象情報等
警戒レベル5 命の危険 今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動する	☐ 〇〇川が氾濫発生し、「氾濫発生情報」が出される ☐ 市・町から「災害発生情報」が発令 ☐ 施設周辺が冠水	☐ 周辺の浸水状況確認 ☐ 消防等へ救助要請 ☐ 施設内の2階以上へ避難開始 ☐ 近隣施設の2階以上へ避難開始 ☐ その他 []	レベル5大雨特別警報 レベル5氾濫特別警報 レベル5土砂災害特別警報 等 <u>避難情報</u> 緊急安全確保
警戒レベル4までに必ず全員避難			
警戒レベル4 危険な場所から全員避難する	☐ 「土砂災害警戒情報」の発表 ☐ 〇〇川(△地点)の水位が「氾濫危険水位」に達し「氾濫危険情報」が出される ☐ 市・町から「避難勧告、避難指示(緊急)」が発令 ☐ 滋賀県土木防災情報システムの「土砂災害降雨危険度」が警戒レベル4相当に達した	☐ 気象・水位・土砂・自治体情報の収集 ☐ 避難所へ全員避難開始 ☐ 要配慮者の避難支援 ☐ その他 []	レベル4大雨危険警報 レベル4氾濫危険警報 レベル4土砂災害危険警報 等 <u>避難情報</u> 避難指示
警戒レベル3 危険な場所から高齢者等は避難する	☐ 「大雨・洪水警報」の発表 ☐ 〇〇川(△地点)の水位が「避難判断水位」に達し「氾濫警戒情報」が出される ☐ 市・町から「避難準備・高齢者等避難開始」が発令 ☐ 滋賀県土木防災情報システムの「土砂災害降雨危険度」が警戒レベル3相当に達した	☐ 気象・水位・土砂・自治体情報の収集 ☐ 避難所の開設状況確認 ☐ 周辺住民への協力要請 ☐ 要配慮者の避難誘導開始 ☐ その他 []	レベル3大雨警報 レベル3氾濫警報 レベル3土砂災害警報 暴風警報 大雪警報 暴風雪警報 等 <u>避難情報</u> 高齢者避難指示
警戒レベル2 自らの避難行動を確認する	☐ 「大雨・洪水注意報」の発表 ☐ 〇〇川(△地点)の水位が「氾濫注意水位」に達し「氾濫注意情報」が出される ☐ 滋賀県土木防災情報システムの「土砂災害降雨危険度」が警戒レベル2相当に達した ☐ その他の情報 ※その他の情報を使う場合は以下に記入 []	☐ 気象・水位・土砂・自治体情報の収集 ☐ 職員待機・増員等の要請 ☐ 保護者への事前連絡 ☐ 避難方法・避難道具の確認 ☐ 避難中の備品の準備 ☐ その他 []	レベル2大雨注意報 レベル2氾濫注意報 レベル2土砂災害注意報 その他の注意情報 等 <u>避難情報</u> 避難行動の確認

【防災体制一覧役割分担表】

担 当	業 務 内 容	担 当 者
総括責任者	・総括責任（避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般）	法人責任者
情報収集・連絡担当	・気象予測情報の把握・災害情報把握 ・職員への連絡、職員・職員家族の安否確認 ・関係機関との連絡、調整 ・利用者家族への連絡 ・ボランティア団体、近隣の社会福祉施設への救援の要請と活動内容の調整 ・避難状況のとりまとめ	法人責任者 事務局、各事業所 事務局、各事業所 各事業所 事務局、各事業所 各事業所、事務局
救 護 班	・負傷者の救出 ・負傷者への救急処置 ・負傷者の病院移送	各事業所 各事業所 各事業所
安全対策班	・利用者の安全確認 ・施設、設備の被害状況確認 ・利用者への状況説明 ・利用者の避難誘導 ・利用者家族への引き渡し ・帰宅支援 ・火の元の確認、初期消火	各事業所 各事業所 各事業所 各事業所 各事業所 各事業所 各事業所

3 各施設の状況

【施設の状況】はばたき

人 数			
平日		土曜日（祝日）等	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
10人	7～10人	10人	6～10人

【当該施設のリスク整理表】

施設で想定される災害			
◆浸水想定区域図※¹			
☒ 浸水深	芹川 0.5～1m	〇〇川 〇〇m	琵琶湖 〇〇m
☐ 浸水しない			
◆地先の安全度マップ※¹			
☒ 浸水深	1/200 規模 0.5m 未満	1/100 規模 〇〇m	1/10 規模 〇〇m
☐ 浸水しない			
◆土砂災害警戒区域等※²			
☐ 指定されている (右のいずれかに☑)	☐ 土砂災害 特別警戒区域	☐ 土砂災害警戒区域	
☒ 指定されていない			
建物の構造	☐ 木造		☒ 非木造
建物の階数	☐ 平屋		☒ 2階立て以上
屋内安全確保			
はばたき施設では、2階に避難することで安全が確保できるスペースや非常時等の情報収集ができる環境等（インターネット・TV等）がある。			

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所1	彦根市立平田小学校	(650) m	☒ 徒歩 ☒ 車 両 (10) 台
避難場所2	彦根市福祉センター	(1450) m	☒ 徒歩 ☒ 車 両 (10) 台
逃げ遅れた 場合の 避難場所	☒ 施設内の 2 階へ移動 ☐ 近隣の施設の 〇 階へ移動 ☐ その他 ()		

【施設の状況】 きらめき

人 数			
平日		土曜日（祝日）等	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
10 人	7～10 人	10 人	7～10 人

【当該施設のリスク整理表】

施設で想定される災害			
◆浸水想定区域図※1			
☒ 浸水深	芹川 0.5～1m	〇〇川 〇〇m	琵琶湖 〇〇m
☐ 浸水しない			
◆地先の安全度マップ※1			
☒ 浸水深	1/200 規模 0.5m 未満	1/100 規模 〇〇m	1/10 規模 〇〇m
☐ 浸水しない			
◆土砂災害警戒区域等※2			
☐ 指定されている (右のいずれかに☑)	☐ 土砂災害 特別警戒区域	☐ 土砂災害警戒区域	
☒ 指定されていない			
建物の構造	☒ 木造	☐ 非木造	
建物の階数	☒ 平屋	☐ 2階立て以上	
屋内安全確保			
きらめきにおいては、隣接するはばたき施設の2階に避難することで安全が確保できるスペースや非常時等の情報収集ができる環境等（インターネット・TV等）がある。			

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所 1	彦根市立平田小学校	(650) m	☒ 徒歩 ☒ 車 両 (10) 台
避難場所 2	彦根市福祉センター	(1450) m	☒ 徒歩 ☒ 車 両 (10) 台
逃げ遅れた 場合の 避難場所	☐ 施設内の 2 階へ移動 ☒ 近隣の施設の 2 階へ移動 ☐ その他 ()		

【施設の状況】高齢デイ

人 数			
平日		土曜日（祝日）	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
18人	7～10人	18人	7～10人

【当該施設のリスク整理表】

施設で想定される災害			
◆浸水想定区域図※1			
☒ 浸水深	芹川 0.5～1m	〇〇川 〇〇m	琵琶湖 〇〇m
☐ 浸水しない			
◆地先の安全度マップ※1			
☒ 浸水深	1/200 規模 0.5m 未満	1/100 規模 〇〇m	1/10 規模 〇〇m
☐ 浸水しない			
◆土砂災害警戒区域等※2			
☐ 指定されている (右のいずれかに☑)	☐ 土砂災害 特別警戒区域	☐ 土砂災害警戒区域	
☒ 指定されていない			
建物の構造	☒ 木造	☐ 非木造	
建物の階数	☒ 平屋	☐ 2階立て以上	
屋内安全確保			
高齢施設においては、隣接するはばたき施設の2階に避難することで安全が確保できるスペースや非常時等の情報収集ができる環境等（インターネット・TV等）がある。			

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所 1	彦根市立平田小学校	(650) m	☒ 徒歩 ☒ 車 両 (10) 台
避難場所 2	彦根市福祉センター	(1450) m	☒ 徒歩 ☒ 車 両 (10) 台
逃げ遅れた 場合の 避難場所	☐ 施設内の〇階へ移動 ☒ 近隣の施設の2階へ移動 ☐ その他 ()		

はばたき・きらめき・高齢デイ【避難場所のリスク整理表】

避難場所 1 [彦根市立平田小学校] で想定される災害			
◆浸水想定区域図※1			
☒ 浸水深	芹川	〇〇川	琵琶湖
	0.5m 未満	〇〇m	0.5m 未満
☐ 浸水しない			
◆地先の安全度マップ※1			
☒ 浸水深	1/200	1/100	1/10
	0.5m 未満	〇〇m	〇〇m
☐ 浸水しない			
◆土砂災害警戒区域等※2			
☐ 指定されている (右のいずれかに☑)	☐ 土砂災害 特別警戒区域	☐ 土砂災害警戒区域	
☒ 指定されていない			
建物の構造	☐ 木造		☒ 非木造
建物の階数	☐ 平屋		☒ 2階立て以上

避難場所 2 [彦根市福祉センター] で想定される災害			
◆浸水想定区域図※1			
☒ 浸水深	芹川	犬上川	琵琶湖
	0.5m 未満	0.5m 未満	0.5m 未満
☐ 浸水しない			
◆地先の安全度マップ※1			
☒ 浸水深	1/200	1/100	1/10
	0.5m 未満	〇〇m	〇〇m
☐ 浸水しない			
◆土砂災害警戒区域等※2			
☐ 指定されている (右のいずれかに☑)	☐ 土砂災害 特別警戒区域	☐ 土砂災害警戒区域	
☒ 指定されていない			
建物の構造	☐ 木造		☒ 非木造
建物の階数	☐ 平屋		☒ 2階立て以上

以下の URL のホームページで「浸水想定区域図」、「地先の安全度マップ」、「土砂災害警戒区域等」を表示し、当該施設のリスクを確認してから記入してください。

※1 浸水想定区域図と地先の安全度マップ 【URL】 http://shiga-bousai.jp/dmap/map/index?l=M_r_k_risk_map

※2 土砂災害警戒区域等 【URL】 http://shiga-bousai.jp/dmap/map/index?l=M_d_risk_map

4 緊急連絡先一覧等

- 別表第 1 施設周辺の避難経路図
 別表第 2 職員等連絡先一覧
 別表第 3 各事業所班体制
 別表第 4 関係機関等への緊急連絡先一覧

5 平常時の対策及び避難誘導

I 平常時の対策

1-1 対策別の対応策

災害時に適切な対応ができるよう、施設の状況や周囲の環境を知ること、役割分担や連絡体制などを事前に定めておくとともに、施設の防災対策など、必要な準備を整えておく。

【対策別の対応策】

対 策		具 体 的 な 対 応 策
①立地条件と災害予測		施設の立地条件の把握と災害の予測 ☆立地条件等・・・P.4～8
災害 時 体 制 整 備	②役割分担の決定	災害対応を適切に行うための災害時の役割分担 ☆役割分担表・・・P.3
	③連絡体制の整備	職員の防災連絡体制の整備や緊急連絡先の確認、電話の代替手段 ☆職員等緊急連絡網・・・各事業所で作成 ☆関係機関等緊急連絡先・・・別表第 4
	④職員の招集・参集基準の決定	夜間・休日の職員を招集する基準や職員が自主的に参集する基準 ☆職員招集・参集基準・・・P.16
情 報 整 理	⑤施設利用者情報の把握	利用者の家族の連絡先など、利用者に関する情報を一覧表に整理 ☆施設利用者一覧表・・・各事業所で作成
	⑤ 情報の収集	警戒レベル 3 相当の情報が発表された場合には、リアルタイムで情報把握を行う。 気象情報等必要な情報の入手方法のリストアップ ☆気象・災害情報の入手先リスト（緊急連絡先一覧表より）・・・P.10
基 準 等 の 策 定	⑦施設の休業判断	通所施設における臨時休業の判断基準 ☆臨時休業判断基準・・・P.16 P.17
	⑧避難の判断	運営時の発災における避難等の判断基準の策定 ☆避難判断、避難方法等の判断基準・・・ P.2 P.9 P.14 P.15
	⑨災害種別に応じた避難方法の検討	災害種別毎に施設内外の避難場所、避難経路、避難方法を定める ☆避難経路図・・・別表第 1
安 全	⑩施設、設備の定期的な点検	年 2 回 各事業所
	⑪施設周辺の定期的な点検	年 2 回 各事業所

【タイプ分けと具体的な対応策】

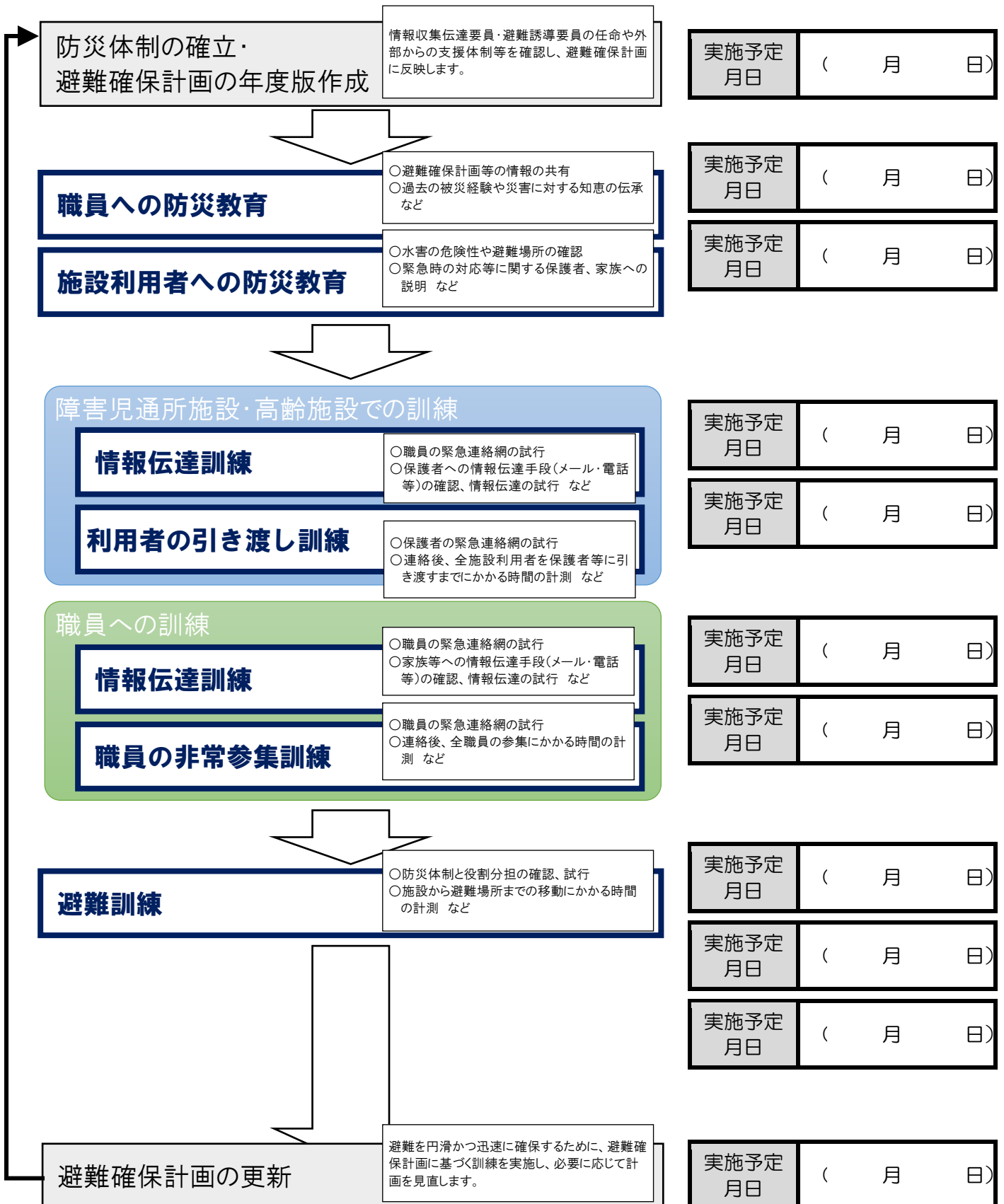
区 分	利用者特性によるタイプ分け	具体的な対応策
情報の受信に支援が必要な方	・目が不自由な利用者 ・耳が不自由な利用者 ・情報の理解や判断が難しい利用者(知的障害・精神障害がある方等)	・音声による誘導の検討 ・情報表示ボードの準備 ・避難誘導等の介助者の確保
情報の発信に支援が必要な方	・言葉が不自由な利用者 ・耳が不自由な利用者 ・自分の意思を正確に伝えられない利用者(知的障害・精神障害・認知症のある方等)	・身振り、手話、絵、筆談など視覚による情報伝達方法の検討 ・避難誘導等の介助者の確保 ・簡潔で具体的な指示
移動に支援が必要な方	・車いすや歩行補助具を使用し移動に著しい制限がある方 ・一人では移動できない利用者(知的障害・精神障害、寝たきり等虚弱な方) ・目が不自由な利用者	・移動手段として介助者と用具の確保(車イス、ストレッチャーなど) ・避難誘導等介助者の確保
判断に支援が必要な方	・状況の理解や判断が困難な利用者(知的障害・精神障害・認知症のある方等)	・避難誘導等介助者の確保
精神的ケアが必要な方	・発災や急激な環境変化で精神的な動揺が激しく起こる方(知的障害・精神障害のある方等)	・普段の行動特性を知っている方の支援 ・利用者にあった支援者の確保 ・薬の服用(服薬名・容量の把握)

Ⅳ避難誘導については、次のとおり行う。

- ・避難場所は事業所毎に記載のとおりとする。なお、早期に避難することを基本とするが、悪天候の中の避難や、夜間の避難となった場合、危険をともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合は、屋内で安全確保できる空間等を避難場所とする。

6 防災教育及び訓練の実施

- ・年 1 回、新規採用の職員を対象に研修を実施する。
- ・年 2 回、全職員を対象とし、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 4 月に作成する。



7 初動体制の確立

I 初動判断体制

警戒レベル 3 等が出された場合であって、下記、非常時対応室の設置に至らない場合には事業継続の可否を次のステップで判断する。

- ① 各所属長が事業所の開所時刻、終了時刻における気象情報を収集し開所の可否、開所時間を判断する。
- ② 上記判断結果を執行部に連絡する。
- ③ 執行部としての判断を各所属長に連絡する。
- ④ 各所属長は利用者及び職員への連絡を行うとともに、関係事業者に連絡する。

II 非常時対応室の設置

第一招集者を次に掲げる者とし設置する。

設置の目安：

- ・震度 5 弱以上の地震が彦根市で感知された場合（地震）
- ・台風等で各事業所が立地する地域を対象に警戒レベル 3 等が出され、法人責任者が必要と認める場合
- ・その他、法人責任者が必要と認める場合（火災等）

メンバー：法人責任者、執行部員、事務局責任者

主宰者：法人責任者

審議の内容：各種の情報をもとに法人の今後の対応方針を決定する。

職員への周知：上記結果を防災に関する事業所長（別表第 2 職員等連絡先一覧）に周知する。

その他の職員の招集：今後の対応方針において、第一招集者では対応できないと判断されるときは第二招集者（防災に関する事業所長を兼ねる）さらには他の職員の招集を行う。

II 具体的対応

台風等の進路が滋賀県付近を通過すると予想される場合は、下記項目について事前の準備をしておくこととする。

- ・事業所周辺の飛散可能性のある物品の固定または屋内への移動
- ・緊急時対応の連絡体制の確認
- ・緊急時対応のマニュアル確認
- ・事業所携帯電話の所持と、所持者の報告を事務局に行う。
- ・災害発生が予測される場合は、生命身体の安全確保を最優先にする。
- ・利用者特性に応じた対応

知的障害者や精神障害者、認知症者等には、気持ちを落ち着かせて避難誘導することに留意する。

テレビやラジオの他、パソコンや携帯端末からも地震、大雨や台風等に関する情報を入手できるように準備しておく。

8 災害時等の行動

I 事業所開所時の対応

1-1 地震時

- ・震度 5 弱以上の地震が彦根市で感知された場合
- ・その他、事業継続に支障をきたす恐れがあるとき。

初期対応

- ・火の元を確認・・・出火していたら初期消火
- ・利用者の安全確保
- ・出口の確保
- ・施設が危険な状態であると判断した場合

施設内にとどまることが危険な場合は、安全な場所や指定緊急避難場所などへ避難

利用者をグルーピングして避難させる。

利用者の家族へ状況報告

各事業所の被害状況や利用者の状況を事務所へ報告

職員家族の安否確認

非常時持ち出し物品の持ち出し

出勤している職員では対応に限界があるとは判断した場合は、休日・休暇取得の職員を招集する。

- ・施設が危険な状態でないと判断した場合

余震に注意する

安全を確保できる体制で待機する。

安全確保を図りながら、事業の継続

利用者の家族へ状況報告

- ・送迎車両運転手の招集
- ・送迎車両ごとの乗車割り振り
- ・送迎実施

※まんまる、いきいき広場についてはビバシティ責任者の指示に従い、利用者の行動を支援する。

1-2 風水害時

- ・警戒レベル 3 等が発令されたとき。
- ・その他事業継続に支障をきたす恐れがあるとき。
ただし、現在の状況やその後の状況変化予測等に応じて臨機応変に対応することを妨げない。

初期対応

- ・避難又は避難の検討
- ・利用者の家族へ自宅への送りの実施を連絡
(利用者の氏名、生年月日、薬、心身の状態や連絡先などがわかる一覧表を作成し、避難時に持ち出しができるよう備えておく。)

(家族との連絡がつかない場合、家族が事業所での滞在継続をどうしても望む場合は事業所での支援を継続)

- 送迎車両運転手の招集
- 送迎車両ごとの乗者割り振り
- 送迎実施
- 水が差し迫ってきたときは、垂直避難も考えること。

Ⅱ 事業所 休所時の対応

1-1 地震時

参集者

- 震度 5 弱以上の場合 第一招集者及び第二招集者(防災に関する事業所長を兼ねる)(別表第 2 職員等連絡先一覧)は各事業所へ参集、事務局責任者及び子ども子育て支援室責任者は事務局へ参集

被害状況の確認・報告

- 各事業所の被害状況を確認し事務局へ報告

対応等

- 各事業所の被害状況を判断し、必要に応じ、非常時対応室の設置を行う。

1-2 風水害時

台風等で各事業所が立地する地域に警戒レベル 4 相当避難指示が出された場合

- 解除された後、第二招集者(防災に関する事業所長を兼ねる)は各事業所へ参集し、施設の状況を確認し事務局へ報告する。

暴風警報または特別警報が出た場合

- 解除された後、第二招集者(防災に関する事業所長を兼ねる)は各事業所へ参集し、施設の状況を確認し事務局へ報告する。

対応等

- 各事業所の被害状況を判断し、必要に応じ、非常時対応室の設置を行う。

Ⅲ 事業所の休所等の判断

P.1 に記載する本マニュアルの適用範囲を対象とし、次に記載する状況に応じそれぞれの対応をとることとする。ただし、現在の状況やその後の状況変化予測等に応じて臨機応変に対応することを妨げない。

1-1 児童に関するサービス

- 学校登校日において、サービス提供開始時刻 30 分前に警戒レベル 3 等が発令されている時・・・休業
- 学校登校日以外(長期休暇中や祝日、土曜日等)において、サービス提供開始時刻前に警戒レベル 3 相当等が発令されている時

時間	状況		対応策
8 時	発令中	⇒	11 時までサービスの見合わせ
11 時	解除	⇒	13 時からのサービス提供
	継続中	⇒	当日は休業

- ・サービス提供中に警戒レベル 3 相当等が発令された時は、避難すること原則とするが、事業所内の安全な場所に留まることや家族に迎えの可否を打診する。

1-2 高齢者に関するサービス

- ・サービス提供開始時刻前に警戒レベル 3 相当等が発令されている時

時間	状況		対応策
8 時	発令中	⇒	11 時までサービスの見合わせ
11 時	解除	⇒	12 時 30 分からのサービス提供
	継続中	⇒	当日は休業

- ・サービス提供中に警戒レベル 3 相当等が発令された時は、避難することを原則とするが、事業所内の安全な場所に留まることや家族に迎えの可否を打診する。

Ⅳ他の福祉施設や行政からの応援依頼

状況を聞き取り、短期・中期・長期のスパンにおいて、当法人で協力できる内容には最大限の協力を行う。

Ⅴ他の福祉施設への受入依頼

当法人の事業所において、業務継続が不可能と判断した場合は、業務再開までの期間を目安として、利用者の配慮事項等を伝え関係事業所へ利用者の受け入れ手配を行う。

Ⅵ発災時から復旧までの対応について

別表第 5 の通り

付則

- 1 このマニュアルは、2019 年 8 月 3 日から施行する。
- 1 このマニュアルは、2020 年 7 月 29 日から施行する。
- 1 このマニュアルは、2021 年 6 月 1 日から施行する。
- 1 このマニュアルは、2022 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 このマニュアルは、2023 年 9 月 1 日から施行する。
- 1 このマニュアルは、2024 年 10 月 1 日から施行する。
- 1 このマニュアルは、2025 年 5 月 1 日から施行する。
- 1 このマニュアルは、2026 年 5 月 29 日から施行する。
- 1 このマニュアルは、2026 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1 施設周辺の避難経路図

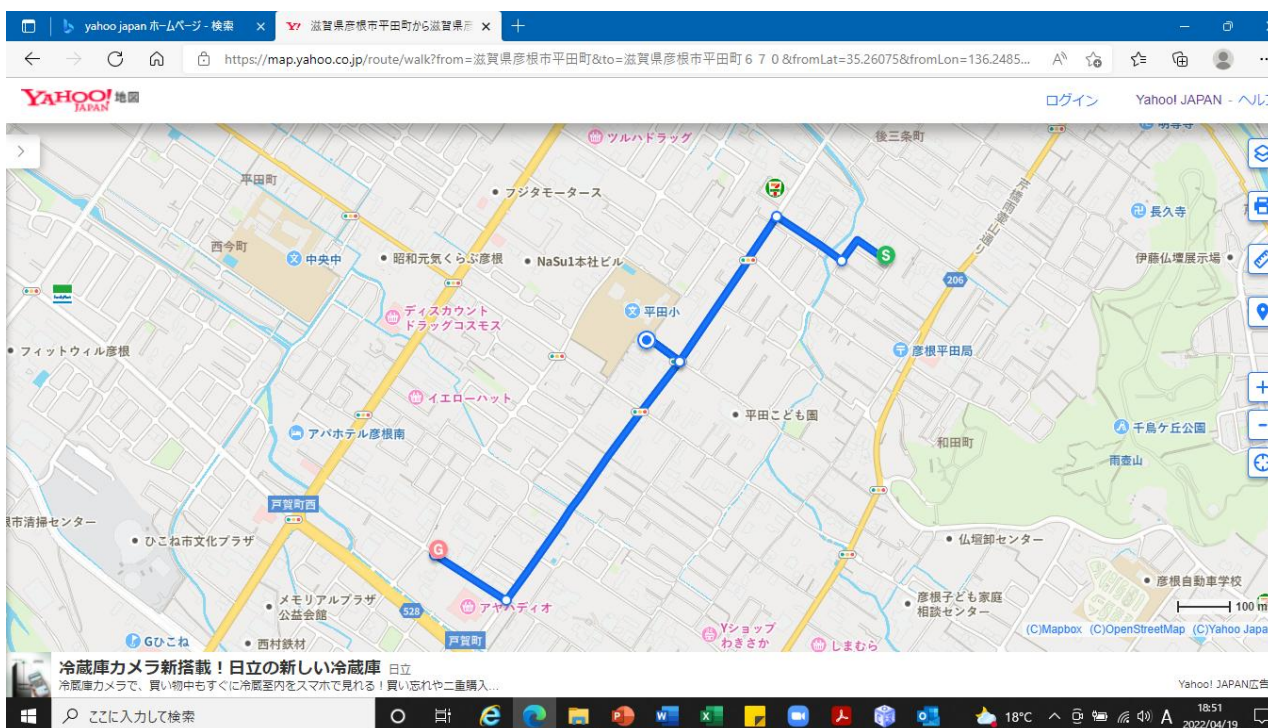
①はばたき・②きらめき・③高齢デイ・④ぽぽ相談室施設周辺の避難経路図

洪水時（土砂災害警戒時）の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深（土砂災害警戒区域等）から、以下の場所とする。

※避難経路を記入する「地先の安全度マップ」（1/200）は以下のURL のホームページで確認

【URL】http://shiga-bousai.jp/dmap/map/index?l=M_r_k_d_risk_mapで確認。

避難経路図



別表第2 職員等連絡先一覧

役職名	氏名	連絡先（メールアドレス）
法人責任者	◎	
執行部員	◎	
執行部員 ほぼ相談室	◎○	
執行部員 はばたき	◎○	
事務局	◎○	
車両室	○	
ほぼ相談室	（再掲）	
高齢部	○	
きらめき	○	
はばたき	（再掲）	
子ども子育て支援 室	○	

◎は、第一招集者とする。

○は、第二招集者（防災に関する事業所長を兼ねる。）

別表第 3 各事業所班体制

事業所名	避難誘導班氏名	施設確認班氏名
はばたき		
きらめき		
高齢部		

別表第 4 関係機関等への緊急連絡先一覧

分類	機関名	連絡先
警察	彦根警察署	27-0110
医療機関	彦根市立病院	22-6050
	彦根中央病院	23-1211
	友仁山崎病院	23-1800
防災	彦根市消防本部	22-0119
	彦根市危機管理室	30-6150
	彦根市役所（代表）	22-1411
	彦根市障害福祉課	27-9981、27-9982
	彦根市高齢福祉推進課	23-9660、24-0828
	彦根市社会福祉課	23-9590
	彦根市社会福祉協議会	22-2821
	彦根地方気象台	22-6141
施設管理	セコム	23-2271
	伊藤組	24-6500
	A-site	48-2415
	松井建設	24-0068
	キャノンシステムアンドサポート	0120-547-919
	タネダオフィスシステム	0749-62-0392
	小林事務機(株)	0749-24-6651
	三菱電機ビルテクノサービス	077-565-1194 077-564-8168
ライフライン	大阪ガス	22-3409
	NTT 西日本	0120-227-385
	(株)エネアーク関西京滋支社 （高齢部ガス）	0120-77-2149
	彦根市水道部	22-2722
	関西電力	0800-777-8062
その他	平田町自治会	
	JA 東びわこ彦根中央支店	29-9100
	ミール谷口	0749-62-6603

各事業所は下記書類を随時更新し整備するものとする。

施設利用者緊急連絡先一覧表（各事業所）

対応別避難誘導方法一覧表（各事業所）

緊急連絡網（各事業所）

取引先一覧表（各事業所）

別表5

災害：業務分類（優先業務の選定）（災害用）

施設の業務を重要度に応じて4段階に分類し、出勤状況を踏まえ縮小・休止する。利用者の健康・身体・生命を守る機能を優先的に維持する。（出勤率をイメージしながら作成。）

※：電気の復旧は、震度6では、3日目の想定。震度7では、7日目に復旧の想定。

分類名称	定義	業務例	3			
			30%(発災後6時間)	50%(発災後3日)	70%(発災後7日)	90%(21日)
業務の基本方針			生命・安全を守るために必要最低限のサービスを提供 利用の制限あり 徒歩で出勤可能者で対応	食事、排泄を中心 その他は休止または減 利用者数の制限あり 電気復旧(※)。道路仮復旧。 被災者出勤不可	一部休止するが、ほぼ通常通り 応援者の支援あり	ほぼ通常通り 水道復旧。ガスはLP
A:継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続すべき業務	食事、 排泄、 医療的ケア、 清拭 等	食事(災害時メニュー) 排泄(場合によりオムツを使用) 医療的ケア(必要最低限)	食事(災害時メニュー、簡易食品) 排泄(ほぼ通常通り) 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭	食事(ほぼ通常通り) 排泄(ほぼ通常通り) 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭	食事(通常のメニュー) 排泄 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭
B:追加業務	・災害復旧、事業継続の 観点から新たに発生する業務	【インフラ対策】 電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 【人員対策】 出勤者の確保、シフト調整 応援者の手配、教育 委託業務の提供中止に対する対応	電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 出勤者の確保、シフト調整 施設内、法人内応援者の手配 行政、関連団体等への応援要請 給食、清掃、洗濯業務	飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 応援者の受入 法人内応援者の手配 行政、関連団体等への応援要請 給食、清掃、洗濯業務の見直し	飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 職員の復帰に合わせ応援者の縮小 法人内応援者の手配 行政、関連団体等への情報提供 給食、清掃、洗濯業務の正常化	ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 職員の復帰に合わせ応援者の縮小 法人内の正常化 行政、関連団体等への情報提供 給食、清掃、洗濯業務の正常化
C:削減業務	・規模、頻度を減らすことが可能な 業務	入浴、 機能訓練 口腔ケア 洗顔 洗濯 掃除 等	入浴(休止) 機能訓練(休止) 必要者に、うがい 洗顔(休止) 洗濯(休止) 清掃(感染対策のみ)	入浴(休止)。適宜清拭 機能訓練(褥瘡・拘縮予防) 必要者に、うがい 洗顔(必要者に清拭) 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	入浴(休止)。適宜清拭 機能訓練(褥瘡・拘縮予防) 適宜口腔ケア 洗顔(必要者に清拭) 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	入浴(ほぼ通常通り) 機能訓練(ほぼ通常通り) 口腔ケア(ほぼ通常通り) 洗顔(ほぼ通常通り) 洗濯(ほぼ通常通り) 清掃(ほぼ通常通り)
D:休止業務	・上記以外の業務		以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関 等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関 等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の縮小(実施回数の制限) ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関 等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の縮小(実施回数の制限) ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関 等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会